

全日本下の句歌留多協会段位認定規程

(総則)

第1条 協会は、会員に対し段位を授与することができる。

(審査委員会)

第2条 協会規約第21条により、段位審査委員会を設置する。

(審査委員)

第3条 次の者を、審査委員とする。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 事務局長

2 審査委員長は、審査委員の中から選出する。

(段位申請)

第4条 段位申請の手順は、次の通りとする。

- 一 段位を希望する者は、支部長に申し出る。
 - 二 支部長は、支部会員の希望者を取りまとめ、所定の申請書により申請する。
 - 三 申請を希望する支部は、別に定める認定料を支払うものとする。
- 2 段位を持っていない者は、初段から申請しなければならない。
- 3 段位は、初段以後一段ずつ順に申請をし、次の段位を超えて申請することはできない。
- 4 申請段位認定後、1年以上経過しなければ次の段位を申請することができない。

(認定)

第5条 審査委員は、申請者の技量、人格を勘案し公平な審査を行うこととする。

(認定書)

第6条 認定者には、審査委員会より認定証を授与する。

(認定料)

第7条 段位申請支部は、申請時又は認定証授与時に認定料を支払うものとする。

(帳簿)

第8条 規約第21条2項により、専用の帳簿を作成する。

附則

本規約は、平成20年3月9日より施行する。

本規約を改定し、平成29年10月14日より施行する。

本規程を改定し、令和元年10月19日より施行する。

本規程を改定し、令和5年11月25日より施行する。